

契約書例文等改正通知（外部公表用）の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>(1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の①から⑤のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。</p> <p>①・② 【略】</p> <p>③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書</p> <p>ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は<u>公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する</u>保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。</p>	<p>(1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の①から⑤のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。<u>ただし、落札者は、以下の③の規定による保証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保証書を提出したものとみなす。</u></p> <p>①・② 【略】</p> <p>③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書</p> <p>ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行<u>並びに</u>信用協同組合<u>及び</u>農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

附 則

令和6年4月1日以降に締結される契約について適用する。